

医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（令和 8 年度）

ア 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

項目		具体的な取り組み内容
(イ)	外来診療時間の短縮	・ 完全予約制の導入 ・ 地域医療支援病院として、初再診時の選定療養費の徴収を行う。
	地域の保険医療機関との連携	・ 積極的な紹介受入と逆紹介の実施。 ・ 地域の医療機関との連携による 24 時間の小児外来の実施 ・ 年間 2 回の地域医療連携の会の開催や、病院幹部による連携医療機関への訪問により、各種要望等の意見収集の実施。 ・ 感染対策向上加算の要件である地域医療機関向け感染研修の実施。
(ロ)	夜間帯の保育の実施	・ 生後 9 週から就学前の職員の子の夜間保育を実施。
	病児保育の実施	・ 生後 9 週から小学校 6 年生までの病気の児童の保育を実施。
(ハ)	医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減	・ 電子カルテ入力支援等の実施。 ・ 診断書等の書類の作成の実施。 ・ NCD 等のデータ抽出および登録の実施。
(ニ)	医師の時間外・休日・夜間の対応についての負担軽減及び処遇改善	・ 電子カルテ参照可能なタブレット端末を配布し、自宅待機医師と院内医師の連携を可能としている。
(ホ)	特定行為研修修了者の配置及び利用による医師の負担軽減	・ 特定行為研修修了看護師を複数名配置し、実施可能な行為は医師の指示の下、診療看護師（NP）2 名が実施。 ・ 特定行為研修終了者：5 名
(ヘ)	助産師外来	・ 助産師外来として母乳外来を実施。
(ト)	補助者の配置による看護職員および医療技術職員の負担軽減	・ 看護師からの適切な指導のもと無資格者でもできる業務の実施。 ・ 看護補助者の夜間配置を実施。 ・ 医療技術職の事務作業等を行う補助者の配置。

イ 前年度の目標の評価と今年度の目標

年度	目標	評価
令和 7 年度	(1) 医療従事者一人当たり 14 日以上の子休取得	12.1 日
令和 8 年度	(1) 上記アの体制の維持 (2) 医療従事者一人当たり 12 日以上の子休取得	